

## 四日市市浄化槽管理士に対する研修要領

### (趣旨)

第1 この要領は、市の区域内で浄化槽の保守点検を行い、若しくは実地に監督する浄化槽管理士に対する研修について必要な事項を定める。

### (定義)

第2 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「条例」とは、四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成19年四日市市条例第44号）をいう。
- (2) 「規則」とは、四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（平成20年四日市市規則第12号）をいう。
- (3) 「浄化槽管理士」とは浄化槽管理士の名称を用いて浄化槽の保守点検の業務に従事する者とし、浄化槽法第45条第1項に規定する浄化槽管理士免状の交付を受けている者をいう。
- (4) 「浄化槽保守点検業者」とは、条例第2条第1項の規定により登録を受けた者をいう。
- (5) 「浄化槽管理士に対する研修」とは、市の区域内で浄化槽の保守点検を行い若しくは実地に監督する浄化槽管理士に対する研修で、令和元年11月20日付け環循適発第1911192号の通知による「全国統一的に講習すべき事項」及び「各地域の実情に応じて講習すべき事項」を含むものとする。

### (市の責務)

第3 市は、浄化槽保守点検業者が、条例第10条第2項に規定する浄化槽管理士に対する研修の機会を確保できるよう、必要な体制の整備に努めなければならない。

2 市は、市の区域内で浄化槽の保守点検を行い若しくは実地に監督する浄化槽管理士(条例第10条第1項で規定する者に限る。)が、浄化槽管理士に対する研修について、登録期間中に少なくとも1回以上受講する機会を確保するよう、浄化槽保守点検業者に対し指導する。

3 市は、規則第3条の2の規定に基づき浄化槽保守点検業者から提出された研修実績報告書の実績が、前項に規定する回数を満たしていないときは、浄化槽保守点検業者に対し速やかに必要な是正措置を行うよう指導する。

### (全国統一的に講習すべき事項の研修)

第4 全国統一的に講習すべき事項にかかる研修は、都道府県又は保健所を設置する市が浄化槽保守点検業の登録にかかる研修として認めている研修（各地域の実情に応じて講

習すべき事項のみの研修を除く。)とする。

- 2 前項の研修の受講確認は、前項の実施機関が発行する受講したことを示す書類により行う。

**(各地域の実情に応じて講習すべき事項の研修)**

第5 各地域の実情に応じて講習すべき事項にかかる研修は、四日市市が行う各地域の実情に応じて講習すべき事項の研修とする。

- 2 前項の研修の受講確認は、四日市市が発行する受講したことを示す書類により行う。
- 3 市は、第1項の研修の実施において三重県との協働に努めるものとする。

**附 則**

この要領は、令和3年3月1日から施行する。ただし、第3第3項の規定は令和5年4月1日から施行する。